

団体の概要

(令和6年12月27日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会		
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。			
(ふりがな) 名称	()		
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地		
設立年月日	平成9年1月14日		
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和6年12月には法人設立から40周年を迎えました。		
事業内容等	<p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第1号訪問事業 ⑲第1号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売</p>		
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度
	総収入	13,235,866,425	13,532,507,859
	総支出	13,056,105,675	13,306,223,095
	当期収支差額	179,760,750	226,284,764
	次期繰越収支差額	3,308,281,592	3,759,649,724
	令和5年度	278,507,203	
	3,707,066,633		

連絡担当者	<p>【所 属】 [REDACTED] 【氏 名】 [REDACTED] 【電 話】 [REDACTED] 【F A X】 [REDACTED] 【E-mail】 [REDACTED]</p>
特記事項	

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

作成にあたっては、「横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会」の各委員が、より適切に正しく評価できるようにするために、写真や図などを使ってビジュアルにわかりやすくなるように記載してください（文字も含めカラーとすることも可能です）。

項目ごとの評価の視点について、公募要項「6(3)エ 評価基準項目」に掲載していますので、事業計画書を作成いただく前に十分ご確認ください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

はじめに

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という）を始め、地域ケアプラザに係るすべての職員が協力しながら、担当するエリアの子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、お一人おひとり、暮らしと生きがいを地域とともに創り、高め合うことができる**地域共生社会の実現**を目指し、より一層住民の皆様とのつながりを大切に、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりに向けて、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。

1 地域包括システムの推進

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「泉区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

2 指定管理者としての取組

(1) 高齢者支援

- ア 住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、フレイル予防や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。
- イ 地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会

館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所でアウトリーチ型の講座等の開催に向けて取り組んでいきます。

- ウ 住み慣れた地域で暮らすことができるよう、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、個別の支援を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- エ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。
- オ さまざまな高齢者が地域活動に参加し他者との交流を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- カ サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。シニア男性が「参加したい。」と思える場づくりを男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

(2) 子育て支援

- ア 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や子育て世代の人たちが地域の中でつながる機会を作ります。
- イ 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が、情報共有・意見交換を行う場を作ります。
- ウ 地域のなかの子どもの数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる事業等の周知に努めます。
- オ 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

(3) 障害者支援

- ア 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- イ 区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくりの構築に取り組みます。



いづみ中央地域ケアプラザ
マスコットキャラクター
「ケアピー＆プラピー」

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域の特色

- (1) 担当エリアである和泉中央地区は、相鉄線のいずみ中央駅と市営地下鉄立場駅からの徒歩圏を中心に戸建てが立ち並ぶ地域です。殆どが平坦地であるため、徒歩での外出はしやすいですが、狭い道が多くバス便は長後街道と環状4号線のみです。近年、ゆめが丘駅の付近が開発されたことに伴い、新しいマンションや、住宅が増えてきており、若い世代や子どもが増えてきています。
- (2) 担当地区の人口は泉区内で4番目になっています。泉区の高齢化率が29%を超えており、中、高齢化率は24.36%と下回っています。
- (3) 区役所や泉消防署、泉区社会福祉協議会、泉区子育て支援拠点「すきっぷ」、泉公会堂、区民文化センター、コミュニティハウス、障害者施設、高齢者施設など泉区の中心となる施設が揃っており、利便性の高い地域です。
- (4) 地域の福祉活動が活発で、各自治会・町内会単位で高齢者サロンが8か所ある他、体操教室も9団体あり、年間利用者が3,700人を超える常設の地域住民の立ち寄り場所「いこいの家」や住民間の支えあいの仕組み、有償ボランティア「ふれあいヘルプ」も活動しています。
- (5) 連合自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員間の連携が強く、中心となる人材も豊富で地域のイベントも多く「出かけたくなる街」です。

2 地域の課題

(1) 高齢者

- ア 和泉中央地区は平坦地で徒歩での移動はしやすいですが、バス便が環状4号線と長後街道だけのため、高齢になると外出しにくくなります。
- イ 高齢者が増加する中で、最近相談が増えている認知症の方への理解・啓発・見守り体制の構築が課題となっています。
- ウ 女性に比べて定年退職後の地域活動への参加のきっかけをつかみにくいシニア男性の健康寿命を延ばすため、シニア男性が参加しやすい地域活動・居場所の拡大が必要です。
- エ 8ヶ所で開催されている自治会町内会毎の高齢者サロンの活動は充実していますが、サロンに参加していない方々への支援方法の検討・働きかけが必要です。
- オ 8050問題に関する相談も増えてきており、引き続き実態把握と支援が必要です。

(2) 子育て

- ア 共働き世帯が増え、乳児期から保育園を利用しながら子育てする時代になったことから、

今までの平日開催のサロンのみではニーズに対応できなくなっています。

イ 和泉中央地区の子育てネットワークの会議の中で、共働き世帯の増加により、産休育休を経て短期間で仕事に復帰し、地域での生活期間が短くなっているという実態が紹介されています。それに伴い、自主事業への参加が減少傾向になっています。

ウ 若い子育て世代の方が安心して子育てができる環境づくりが必要です。

(3) 障害者

ア 和泉中央地区には障害者の地域作業所も多く、泉地域活動ホーム「かがやき」や、中途障害者活動ホーム「元気かい泉」など障害のある方への活動の場が沢山あります。障害があるても地域の中で安心して暮らしていくような支援が必要なため、更に泉区生活支援センター「芽生え」や区との連携を行い、障害に対する理解が進むよう啓発や支援が求められています。

イ 放課後等デイサービス等の普及により、学童期世代への支援は充実してきている一方、既に就労に至っている世代の地域における社会参加の場が不足しています。

(4) 大規模災害対策

災害時にお互い助けあえるよう、また被害を最小限にするために、今後も地域の方と一緒に防災意識の向上や要援護者の確認・避難方法について積極的に取り組む必要があります。

以上のような課題について、いずみ中央地域ケアプラザではこれまでの経験と実績を活かして精力的に取り組んでいきます。

3 将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

4 具体的な取組

(1) 高齢者支援…可能な限りいつまでも尊厳をもって暮らせる見守り体制の充実した街づくり

ア 認知症になっても暮らし続けることができる地域を目指して、認知症の当事者・その家族の希望や願いの実現に向けて、地域の住民や企業・関係機関などが、一体となって進める本人支援の取組である「チームオレンジ」を推進します。具体的には、地域住民の認知症

に対する理解を深める、当事者が役割をもって参加できる居場所づくりや、見守りサポート体制づくりを進めていきます。その取組として、当事者の視点に立った関わりや、当事者とともに実践できる活動等について考えることの重要性の理解に重きを置いた認知症サポート一養成講座の開催を目指します。

- イ 女性に比べてなかなか地域活動に参加しにくい男性に向けて、男性に特化した介護予防教室「かがやき健康体操男性教室」に取り組んできました。その他、「スマホよろず相談所」では、IT関連に関心が強い男性のボランティアが積極的に活動しています。これからも男性が主体的に参加しやすい活動の受け皿を広げ、「居場所」の拡大を目指します。また「拡大した居場所」に参加する男性の「得意」や「こだわり」を生かすことのできるボランティア活動の担い手育成につなげ、男性の健康寿命延伸を目指します。
- ウ 日々の相談に対応する中で、介護保険だけでなく地域のサロン等のインフォーマル情報を積極的に紹介し、相談者の生活が活性化されるようにしていきます。
- エ 8050問題に関する課題を抱える世帯への支援として、日頃から区や民生委員・ケアマネジャーとの連携を密にし、情報収集することで実態把握をし、訪問等で困難を抱える当事者にとって必要な専門機関を紹介し、一緒に課題解決に努めています。
- オ 「ヤングケアラー」に対し、地域でできることを考えていくために、地域向け、専門職向けの講座を引き続き開催していきます。今後は、地域への普及啓発活動と並行し、専門職側も、総合相談で受けた相談の中からヤングケアラーに関する課題を抱えている世帯に気づける視点を養い、適切な専門機関と連携していくことを目指します。

(2) 子育て支援…各種子育て支援機関を知ってもらえる環境づくり

- ア 近隣にある泉区子育て支援拠点「すきっぷ」、「みんなの絵本のおうち」と共催でイベントを開催したり、互いの実施事業の共有、周知等をしています。引き続き連携を強化し、支援を行っていきます。
- イ 多くの子育て世代が実施を求める外遊びの機会「みんなで遊ぼう」の開催に向け、和泉中央子育てネットワーク内で連携し、協働していきます。
- ウ 横浜市子育て家庭応援事業「ハマハグ」の協賛施設として、オムツ交換台の設置やクールシェアスポットへの登録等、必要な時に気軽に立ち寄れる施設であることを周知していきます。

(3) 障害者支援…障害があっても地域で安心して暮らせる地域の構築

- ア 地区社会福祉協議会主催で行っている「福祉施設職員との交流会」「散歩と花火の会」には積極的に協力し、情報交換とニーズの把握に努め協働します。
- イ 泉地域活動ホーム「かがやき」との共催で在宅重度重複障害児親子の交流の場「ういいずみー」を継続します。中途障害者活動ホーム「元気かい泉」や泉区生活支援センター「芽生え」と連携し講座を開催するなど、地域の中で暮らしやすい環境づくりに努めます。
- ウ 青年期の余暇支援「飛行船いづみ」の継続により、自宅・職場で経験できないことを体験

してもらえる居場所、人間関係作りの場を確保していきます。

(4) 防災の街づくり

- ア 当法人として策定している事業継続計画（B C P）に則り、大規模災害発生時には地域住民と協力しながら的確な動きができるよう備えを強化しています。
- イ 区の「福祉避難所連絡会」には必ず出席し、その内容を適宜全職員に周知します。また、区や地域内施設とも連携し、福祉避難場所の周知と訓練を行っていきます。
- ウ 各地域防災拠点や自治会町内会での地域の防災訓練に参加し、地域ケアプラザが福祉避難場所であることの周知を行い、連携強化を図ります。
- エ 地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議」や「民生委員とケアマネジャーの勉強会・交流会」で、「防災について考える」等のテーマで話し合う機会を設け、区の対策を知ることで、防災意識を高める機会を持ちました。引き続き、災害に強い和泉中央地区となるよう、防災リテラシーを高める取組をしていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域団体との連携

- (1) 担当地区の連合自治会定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有していきます。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等に努めています。
- (2) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図っていきます。
- (3) 各地域の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時の協力関係を強化していきます。

2 行政との連携

- (1) 月1回専門職ごとの連絡会、多職種連携会議、認知症初期集中支援チーム会議、介護予防ケアマネジメント研修担当、虐待防止担当者会議等で高齢・障害支援課担当者と検討、情報共有を行い、計画的に事業を実施していきます。
- (2) 月1回包括3職種に生活支援コーディネーターを含めた4職種と高齢・障害支援課地区担当者とでカンファレンスを開催し、地域状況の把握、事業の進捗確認、個別ケース対応について検討及び情報共有を行っていきます。
- (3) 泉区福祉保健課と連携し、小学校における福祉教育（振り返り授業）を実施していきます。
- (4) 毎月1回和泉中央地区地域福祉保健計画事務局会議、支援チーム会議に参画し、地区別課題の共有、解決に向けての検討を行っていきます。

3 泉区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通し、連携を図っていきます。
- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して引き続き協力体制をとっています。
- (3) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・支援していきます。
- (4) 第1層生活支援コーディネーターと連携し、地域課題に対して有効な資源の開発に努めています。

4 医療関係者との連携

- (1) 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしていきます。
- (2) 地域の要介護者に対し、ケアマネジャーが質の高いサービス提供をするには医療機関との連携が重要です。泉区合同ケアマネ連絡会が、担当地域の医療機関や薬局等を訪問し、ケアマネジャーの医療機関との連携がよりスムーズになることを目的として、医療機関と連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集して冊子「ケアマネジャーのための医療機関・地域連携シート」にまとめるなど、医療関係者とより良い関係を構築し信頼を高めていきます。

5 他機関との連携

- (1) 区医師会主催等によるケアマネジャー専門職も参加した勉強会（医療情報等）へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っていきます。
- (2) 地域の作業所や障害者後見的支援室等関係団体等と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での理解を深めていきます。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。
- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。

6 他の地域ケアプラザとの連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めています。また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進や、新たな地域活動の人材発掘に努めています。

(4) 合築施設との連携について（下和泉地域ケアプラザのみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

基本理念 1

お客さまの満足

- 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育てくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の**約束(エンゲージメント)**について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営を行っています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<エンゲージメント>

令和5年4月1日

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聴きし、そのお気持ちと願いを受けて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

<基本方針>

(1) 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

(2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (⌚) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (⌚) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (◆) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護
19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所 (21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除く

(3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の承認を受けました。

(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



< 業務実績 >

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

< 社会貢献事業 >

(1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

(2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力



介護技術動画の公開 (法人サイトより)

ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。

<DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進>

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

(1) 新規採用

- ① オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- ② 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- ③ 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- ④ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- ⑤ 管理職経験のあるキャリアの採用
- ⑥ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助

- イ プリセプターやメンターによる支援
- ウ キャリアアップを意識した人事異動
- エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

(3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、

業務を行う上で生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っていきます。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っていきます。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮していきます。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っていきます。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心し

て、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っていきます。建物の老朽化に伴う改修については、状況を確認しながら計画的に区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 J I S X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

（1）日常点検と対応準備

設備の安全管理については、法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行っています。急病時には緊急対応ができるよう、A E D操作方法を含む救命救急研修を定期的に実施していきます。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

（2）再発防止のための対策

- ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

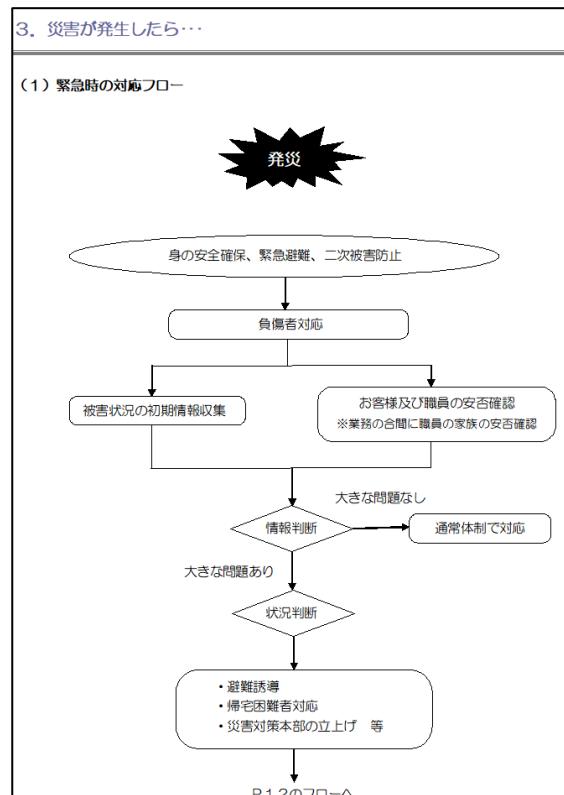
地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画（B C P）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に応えるよう実践的な訓練を実施していきます。

その他、年1回、管理職を対象に徒步収集訓練や年に2回以上、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っていきます。



(上)「緊急時の対応フロー」

事業継続計画より

2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発時に備えていきます。

なお、水害等の際には、区の代替施設としての協定も締結しています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 災害に備えるための取組

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の「事業継続計画（B C P）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発時の職員用応急備蓄を独自に行ってています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

2 感染症の発生・まん延に備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「事業継続計画（B C P）」を策定しています。事業継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

1) 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
2) 運営基準の遵守	ア 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施
3) コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
4) 公正中立	ア お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないよう管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

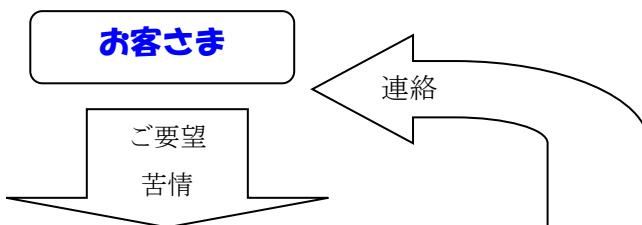
利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1) 要望・苦情への対応	ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
2) 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
3) ご意見箱	ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
4) アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
5) お客様相談室	ア お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置 イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開

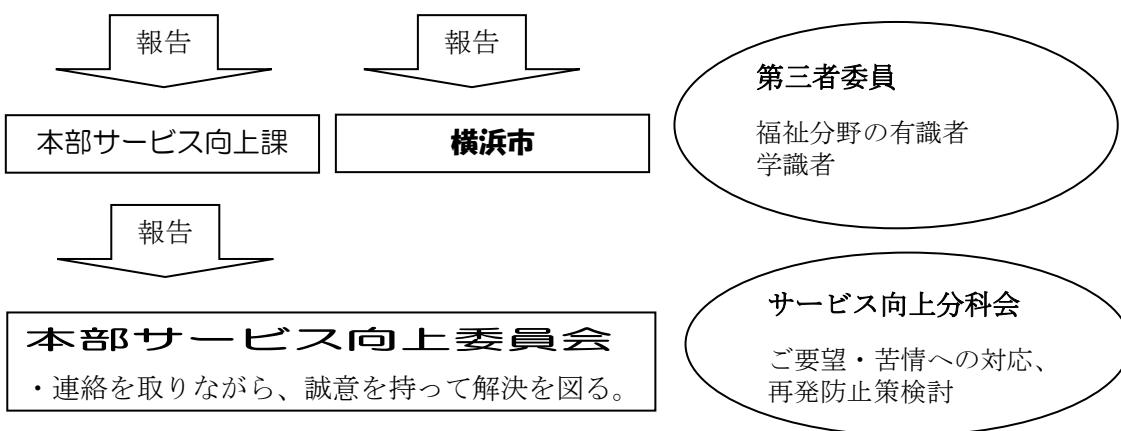
6) サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



地域ケアプラザ

- ・「ご意見箱」や「お客さま相談室」を通して、お客さまのご意見を頂く。
- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、お客さまの具体的な要求を直接聴き取る。
- ・経緯、事実確認結果、ご要望、対応内容を文書にまとめる。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

1) 個人情報保護規程の策定

- ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」を策定
- イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化

2) 研修	<p>ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもつて個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>
3) 個人情報の取扱	<p>ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う</p> <p>エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p>

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通じ、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1) 情報公開規程の策定と実施	<p>ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」を策定</p> <p>イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p>
2) 情報提供	<p>ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載</p>

3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底
----	---

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

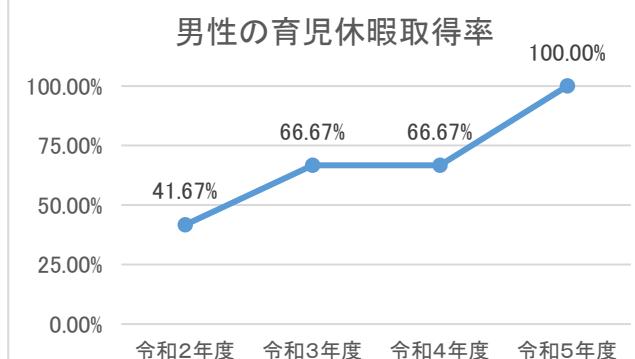
5 環境への配慮

- （1）来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- （2）施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設稼働率向上のための対策と効率的な施設の貸出方法

当地域ケアプラザは場所も良いことから各貸室の稼働率は高く、特に日中の多目的ホールは申し込みが重なり調整が必要です。夜間には、区からの委託で中学生の学習支援「スタディサポート」、地域「環境事業推進協議会」「保健活動推進委員会」が入っています、引き続き、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまで利用されていなかつた方にも活用していただけるように工夫していきます。

(1) 施設利用の積極的紹介

ア 自治会・町内会や民生委員児童員協議会等の会議・サロン等、人が集まる機会を捉え、地域ケアプラザの役割について広報し、利用につなげます。

イ 地域で取り組まれている健康づくり活動やシニアクラブ等の高齢者の集まりでも地域ケアプラザの貸室がご利用できることを周知し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々や若い世代にも機会を捉えて積極的に施設紹介・周知を行っていきます。

(2) 効率的な貸出の方法

ア 貸室の希望が重なった場合などでも参加人数・規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯を案内するなどの調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう工夫します。

イ 施設利用マニュアルに従い、1ヶ月前からの追加利用を積極的に勧めます。

2 有益な情報提供の方法

ホームページや区の広報紙、地域ケアプラザの広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしていきます。

(1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報も併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫しています。ホームページを随時更新し、最新の情報を見ることが出来る状態としています。またチラシ等には QR コードを掲載するようにし、迅速に情報へアクセス出来るよう工夫していきます。

(2) 広報紙やチラシの活用

ア 地域のサロン、民生委員児童委員協議会、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会等での説明や案内を行うとともに、各事業のチラシや広報紙「そよ風」（毎月発行）を町内で配布、回覧、掲示していただくことで、周知を図っていきます。

イ 子育て支援に関しては、泉区子育て支援拠点「すきっぷ」との連携によるメールマガジンの配信や、小学校等では広報誌等の家庭数配布など行っています。

ウ 地域ケアプラザの情報コーナーは、わかりやすく手に取りやすい工夫をして、今後の事業についてのチラシを設置、掲示していきます。



広報誌「そよ風」

(3) イベントを活用した情報提供

連合自治会町内会の「ふるさと祭り」、地域ケアプラザまつり「そよ風フェスタ」等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へ、周知や情報提供を引き続き行っています。



そよ風フェスタ

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 地域ケアプラザの広報紙「そよ風」に、地域包括支援センターの機能や役割を掲載することで、広く様々な年代の方に対して、子ども・障害者も含めた地域の身近な福祉総合相談の窓口であることの周知・徹底に努めます。
- 2 いづみ中央地域包括支援センターのご案内を写真付きで作成し、地域ケアプラザ館内や関連施設にも掲示や配架をしています。今後は改めて地域の様々な企業や店舗からも相談窓口として認識していただけるよう情報提供に努めます。
- 3 地域の小・中学生にも、地域ケアプラザの機能と役割を理解してもらえるように作成した「いづみ中央地域ケアプラザってどんなところ？」というパンフレットを活用し、子ども達及び保護者にも地域包括支援センターの総合相談機能が周知されるよう今後も努めます。

す。

- 4 障害者を対象とした事業の中で地域ケアプラザ事業を周知します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 所内各部門での連携

- (1) 毎月1回、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・地域包括支援センター職員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー、以下「地域包括支援センター職員」という。）・所長を含めた6職種（以下「6職種」という。）会議を開催し、地域課題や地域情報を共有し、各担当事業で必要時には互いに協力体制をとっていきます。
- (2) 地域ケア会議、協議体、介護予防事業、権利擁護事業、認知症支援事業等を推進していく上では、常にその方向性について協議し、報告を密にしながら6職種全員で推進する体制の構築を図っていきます。

2 関連施設との連携、情報共有

(1) 泉区社会福祉協議会との連携

- ア 地域での様々な会合やイベントを通じ、綿密な連携をとっています。また、令和6年度からは区との定例カンファレンスにも参画させていただき、地域のインフォーマルサービスや地域アセスメントに関する情報共有を行っていきます。
- イ ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して情報を共有し、連携した支援体制をとっていきます。
- ウ 地区担当と連携し、小学校の総合学習における福祉教育プログラムの検討を行い、実施していきます。

(2) 医療関係者との連携

- ア 地域の医療機関や薬局等の段差やエレベーター、駐車場の有無などの設備環境と、ケアマネジャーとの連絡がつきやすい時間帯や方法などの情報を収集した「医療機関・調剤薬局情報ガイド」を作成し、ケアマネジャー地域の方に情報提供を行っていきます。
- イ 地域の医療機関と連携し、地域課題に基づいた介護予防事業の企画・実施を継続的に行っていきます。今後も地域ニーズに則した健康増進・介護予防事業を連携しながら企画・実施し、有益な情報を地域住民に提供出来るよう努めます。
- ウ 区内地域包括支援センター合同で、泉区医師会と連携を進め、医療と介護の連携促進を図っていきます。

(3) 他機関との連携

- ア 「誰もが安心して暮らし、助け合えるまちづくり」を目指す「泉サポートプロジェクト」事業では、地域ニーズと福祉施設や企業等が提供できる地域貢献メニューとのマッチングの役割を引き続き担っていきます。
- イ エリア内の医療機関と連携し、地域課題に基づいた介護予防事業の企画・実施を継続的に行っていきます。今後も地域ニーズに則した健康増進・介護予防事業を連携しながら企画・実施し、有益な情報を地域住民に提供出来るよう努めます。
- ウ 障害者の関係団体と連携し講演・講座を共催することで、障害に関する地域の理解を深めていきます。
- エ 区内のキャラバンメイトの皆様と協働で「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症への理解を深めていきます。
- オ 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域課題を共有し、解決方法を検討していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 連合自治会町内会や各地区のシニアクラブの定例会にできる限り出席して情報共有し、地域ケアプラザ事業の講座や子育て・健康づくり・介護予防等に関する情報提供を行い、地域住民の方に有効に活用していただけるよう働きかけます。また、地域ケアプラザや地域包括支援センターの機能や役割に関するPRを適宜行い、総合相談や、出張出前講座の利用等、より一層の地域ケアプラザ機能の活用へと繋がるよう努めます。
- 2 民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、民生委員・児童委員との顔のみえる関係づくりに積極的に取り組んでいます。新任の民生委員・児童委員の方々には、地域ケアプラザの役割や介護保険等についてご理解いただく時間を設けていただき、いつでも躊躇することなく相談・連絡できるようにします。
- 3 和泉中央地区にある8ヶ所の高齢者サロンに、毎月6職種が順番に出席するようにし、民生委員・児童委員からの相談をいつでも受けられるような体制を整えます。そこで得られた地域で心配な高齢者の情報については、6職種会議や区役所との定例カンファレンスで常に共有するようにします。
- 4 子育て支援ネットワークとのネットワーク構築や連携の強化を図っていきます。
- 5 常設サロン「いこいの家」の運営推進会議への参加、いこいの家みまもり会議への参加等を通じ、情報共有や意見交換を行い、地域とのネットワークの構築に努めています。
- 6 地域福祉保健計画、地区別計画を通じ地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員やシニアクラブ等関係団体と連絡を密にし、地域課題解決に向け、取り組みます。

- 7 エリア内で活動するケアマネジャーやサービス提供事業所の連絡会を開催し、適宜民生委員にも出席していただき、事業所間や民生委員との連携強化に努めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

泉区の区政運営方針・基本目標

～みらいへ進もう！地域とともに～（令和6年度）

に基づき、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして区行政と協働して取り組みます。

- 1 地域活動交流事業において、泉区福祉保健課と連携し、エリア内の小学校での福祉教育に関する事業を実施していきます。例年、「地域のみんなを笑顔にしたい」をコンセプトに、その年ごとに子どもたち自らが実施内容を企画しており、「認知症サポーター養成講座」や「高齢者疑似体験」を行ってきました。今後も泉区の目標達成に向けた施策にもある通り、将来の地域を担う子どもたちが地域活動に参加したくなる内容の企画に努めます。



中和田小学校4年生
高齢者疑似体験授業



中和田小学校4年生
認知症サポーター養成講座

- 2 令和6年度からチームオレンジの取組を開始しています。「認知症サポーター養成講座」や「ステップアップ講座」の開催を通じ、地域に認知症の正しい知識の普及に努めるとともに、認知症になってもこれまで続けてきた活動ができるだけ長く続けられる環境づくりを行い、あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりを創ることを目指します。また、その前段階として、健康寿命を延ばせる地域を目指し、地域における体操・脳トレ活動等の担い手発掘や養成（「スリーA講座」等での担い手養成）を行います。そして、その取組が持続可能となるよう、サポートしていきます。



ステップアップ講座



スリーA講座

- 3 総合相談支援事業では、特に困難ケースにおいて、泉区高齢・障害支援課の保健師、ケースワーカーと連携し解決に向けて協働してきました。今後も定例カンファレンスだけでなく普段から報告・相談をきめ細かく行いながら相談支援業務にあたるよう努めます。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 地域福祉保健計画を通じて、地区社会福祉協議会や連合自治会町内会、民生委員・児童委員やシニアクラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて6職種全員で情報を共有し、連携して取り組みます。
- 2 情報紙「地福だより」の編集に関わり、地域福祉保健計画がどのように行われているのかを、地域の方々に広く周知していきます。
- 3 地区別計画「誰もが楽しく安心して暮らせるまち～元気が出るまち、和泉中央を目指して～」では地区支援チームの一員として6職種全員が参画し、課題として挙げられている高齢者の居場所づくりや見守りネットワークの構築、子育て支援や世代間交流の推進に向けての取組を行っています。また和泉中央地区支援計画作成にも6職種全員でこれからも取り組んでいきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開していきます。

- 1 高齢者支援として、外出の場、交流の場を複数、定期的に提供実施していきます。

特に、月3回水曜日に実施している「茶ろんいづみ」では、折り紙、手芸、書道の3種から選択し活動をしています。いずれも会話をしながら作業をおこなうことで、介護予防につなげていきます。



- 2 子育て世代支援として、夏休み親子講座やそよ風フェスタでの子ども向け講座を実施し、小学生、親子での地域ケアプラザ来所を通じ、若い世代への「地域ケアプラザ周知」を行っています。今後は、親子講座の中で「防災」にも関心を向けてもらえるようなテーマを取り扱っていきます。



夏休み親子講座



- 3 障害者への支援として毎月一度、余暇支援事業「飛行船いづみ」を開催しています。令和6年度より、参加メンバーが全員高校を卒業した青年期の障害者層となつたため、自宅、職場以外での余暇の場となるよう、工夫をこらした内容を企画しています。また、泉地域活動ホームかがやきとの共催事業として「ういづみーの会(在宅重度重複障害児親の会)」を継続して実施していきます。



飛行船いづみ



4 世代間交流事業

当地域ケアプラザでは、多世代交流にも力を入れ、季節に応じ「七夕を飾ろう」「クリスマスツリーを飾ろう」の事業を実施し、地域ケアプラザを身近に感じることのできる場を提供しています。また、13年間続いている日曜朝のラジオ体操。令和5年度より始めた「15時のラジオ体操」を実施し、夏休み時期には子どもたちが参加することもあり世代間交流をする機会としています。引き続き工夫しながら実施していきます。



15時のラジオ体操
(夏休み時期)

6 ヤングケアラーへの支援事業

「ヤングケアラー」への地域でできる支援を考えていくために、地域、専門職を対象に講座を開催します。体験者、研究と実践の両方の立場で活動している方を講師に招き、「ヤングケアラー」への理解を深めていきます。



ヤングケアラー講座

7 自主活動化への支援

地域ケアプラザ事業として行っていた子育て支援事業「ぽんぽこパートⅡ」が自主化することとなったため、しばらくは広報活動を地域ケアプラザにて支援し、必要な方へ情報が届くよう配慮していきます。また、令和6年度は、当地域ケアプラザで人気の活動になっているが、参加者の習熟度の差等で新規の参加者が活動に加わりづらくなっている「麻雀」の教室を立ち上げることとしました。立ち上げ時は地域ケアプラザの職員がルール等基本事項を参加者に伝える教室として立ち上げ、習熟した参加者同士で活動が続けられる状態を構築し、自主団体として活動してもらうことを目指します。

高齢者支援	子育て支援	障害者支援	その他・多世代交流
茶ろんいすみ	夏休み親子講座 保冷剤で作る芳香剤	飛行船いすみ (障害者余暇支援)	七夕を飾ろう
ボランティア感謝交流の集い	そよ風フェスタ 子どもクラフト教室	ういすみー (重度重複心身障害児とその家族)	クリスマスツリーを飾ろう
よこはまシニアボランティア登録研修			ヤングケアラーを知ることからはじめよう講座
サロンドレミ			
0からの麻雀教室			

1 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るために具体的な取組を記載してください。

1 施設の積極的紹介

(1) 地域の多くの皆様に利用していただくために、町内会や民生委員児童委員協議会の会議・高齢者サロン等、人が集まる機会を捉え地域ケアプラザの役割について広報し、利用に繋げます。

- (2) 各自治会町内会の運動会やおまつり等、地域の行事に積極的に参加し、貸室を含め地域ケアプラザの機能についてPRを行っていきます。
- (3) 地域ケアプラザ自主事業を通じて、高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層への情報提供を行っています。自主事業チラシにはQRコードを掲載し、いつでもアクセスすることで、情報をリアルタイムに得られるよう工夫していきます。
- (4) 地域のコミュニティハウスや医療機関等との共催事業の実施により、より多くの地域の方にご利用いただけるようにします。
- (5) 年2回「クリーンアップ大作戦」を開催し、施設清掃（草取り）を行いながら、地域の参加者の方々と交流をはかることで情報交換の場としていきます。

2 効率的な施設貸出

- (1) 貸室利用の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方にご利用頂けるよう工夫していきます。
- (2) 地域ケアプラザを拠点に活動するようになったサークルやボランティア等のグループに対して、地域活動につながるよう支援していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成の考え方

特別なことではなく、誰もがボランティアとして活動できることを周知していきます。地域の中で高齢化が進むなど多様化・複雑化するニーズに対応するために、柔軟にきめ細かく対応できるボランティアとの協働はこれからも重要です。泉区社会福祉協議会と連携し、活動しやすい環境の整備を行っていきます。

2 ボランティア育成の取組

- (1) 地域活動交流担当が主な窓口となり、ボランティア活動に関しての相談対応、情報提供を一元的に行っていきます。それによりスムーズな受入れと、活動継続に向けたサポートに繋げていきます。
- (2) 地域ケアプラザを運営するうえでボランティア育成は必須です。多機能を持つ地域ケアプラザという場を活かし、デイサービス事業の他、介護予防自主事業、子育て支援事業、障害者事業等、幅広い内容でボランティア活動に参加できるようコーディネートを行っていきます。
- (3) 「よこはまシニアボランティアポイント事業」の受入施設の指定を受け、より多くの方に積極的にボランティア活動に参加していただけるよう環境整備に努めていきます。
- (4) ボランティアの皆様がより安心して活動できるように、年に一度「ボランティア交流会」を開催し、日頃の感謝をお伝えすると同時に、専門知識・コミュニケーション研修などの研修を実施して、スキルアップのための後方支援を行うとともに、ボランティア同

士のネットワーク形成に取り組んでいきます。

- (5) 高齢化が進み認知症への理解・見守り体制を地域に広めるため「認知症サポーター養成講座」「スキルアップ講座」を実施し、サポーターの活動の幅が広がるように努めます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 法人独自の地域アセスメントシートを使用し、そこから分析した情報をもとに地域包括支援センター職員、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが泉区の担当者とも協働しながら、地域活動団体や人材について情報を共有していきます。
- (2) 区内の各職種の担当者会議や研修会などに積極的に6職種の職員が参加し、福祉保健に関する様々な情報や地域の社会資源について情報収集していきます。
- (3) 担当地区にある常設サロン「いこいの家」をはじめ、自治会・町内会のサロン等各関係機関の会合や催しに積極的に参加し、地域活動の担い手の方々と情報交換を行うように6職種全員で心掛けてきました。その中で見えた、今後の地域活動の担い手減少を見据え、地域における福祉保健に関わる人材について情報収集し、活動に役に立つ情報の提供や、スキルアップの機会が提供出来るよう、地域活動の担い手や関係機関、泉区と協働しながら情報交換会や勉強会等の開催に取り組みます。

2 情報提供

地域の福祉保健団体や貸室利用団体については、参加メンバー募集のチラシを掲示するスペースを設け、情報ラウンジにも活動内容が分かるよう全登録団体の活動内容を一覧にしたファイルを置き、来館される方への情報提供に努めています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

毎月、6職種職員でそれぞれが持っている地域に関する情報を共有する場を設けています。地域包括支援センターに寄せられる相談、生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターが地域活動へ参加する中で聞き取った高齢者の声を、「地域アセスメントシート」に落とし込んでいきます。令和6年度は、生活支援コーディネーターに寄せられた「認知症カフェをやってみたい」という声を基に、6職種職員で協力し、活動の構想づくりの支援と、その場への参加希望者のマッチングを行いました。

今後も、和泉中央地区の高齢者の生活上の困りごとやニーズの把握・分析に努め、6職種職員で相談窓口の対応やボランティアコーディネートをしていきます。また、「泉サポートプロジェクト

クト」を活用した地域づくりを進めていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法及び多様な主体との連携方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 常に最新の地域資源情報の獲得に努め、変更や追加があった場合、「泉区・元気の秘訣！お役立ちガイド」に正しい情報を反映するよう努めます。また、ケアマネジャー等が最新の情報を知ることができますように努めています。
- 2 地域包括支援センター主任ケアマネジャーとともに、地域の企業、店舗を訪問し、実態やニーズの把握に取り組んでいます。今後も定期的な訪問を継続し、把握した様々な情報を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に提供します。
- 3 泉サポートプロジェクト（区内福祉施設・企業連携）を活用し、担当包括エリア内の地域ニーズ（サロンや居場所の困りごとなど）に応じて移動支援等を福祉施設や企業の地域貢献とマッチングし地域資源の活用と活性化を推進します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターに寄せられる相談や、地域ケア会議の中で、整形疾患等により移動が困難になった高齢者のことや、「タクシーを手配してもなかなか来ない」という困りごとが話題に出ることがあります。また、生活支援コーディネーターには地域住民から「サロンで外出をしたいが、なかなか公共交通機関を利用して行くのは難しいので移動を助けてくれる方法はないか」と移動に関する支援を求める声が多く届き、「泉サポートプロジェクト」を活用して支援につなげた実績があります。

地域の住民に求められている移動支援とはどのようなものかを分析し、移動に関する課題を整理した上でサービスの創出につなげていくための協議体を組織していきます。

担当包括エリア内の自治会町内会等の地縁組織が中心となって実施する居場所や体操教室等に積極的に協力・参加し地域の課題やニーズ、担い手の課題感やあったらいいなという思いの把握に努め、課題へのアプローチを実施主体と共に考え、行政等関係支援機関と連携し地域活動推進に努めています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者が増加する中、地域の困りごとの解決や生活の活性化には、地域資源の活用が求められています。担当エリア内とその周辺の地域活動を、「地域資源まるごとリスト」に集約し、活用したい地域資源の詳細（パンフレットや活動の様子、担い手や参加人数）を調べやすい

ように整理します。

- 2 ケアプラン作成の視点から見た活用しやすい地域資源を意識し、地域資源ガイド（ケアマネジャー向け地域資源ガイド）も最新情報を提供できるよう更新し、地域のケアマネジャーからの地域資源に関する相談を受けた際に、個別状況に応じて必要な情報を提供できるようにします。
- 3 行政機関・包括支援センターとのカンファレンスに参加し、エリアのニーズや地域の具体的な取組を相互に共有します。個別の生活課題や困難ケースを積極的に把握し、介護保険だけでは立ち行かない課題や支援制度の届きづらい狭間の困りごと等に対して、地域資源を活用した重層的な生活支援体制に向け情報共有を行います。
- 4 また、泉サポートプロジェクト（泉区内福祉施設・企業連携）を活用することで包括エリア内の地域ニーズと福祉施設や企業の地域貢献とをマッチングし地域資源の活用と活性化を推進します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者的心身の機能低下への対応、ひとり暮らしや認知症高齢者、虐待、ヤングケアラー等の課題だけでなく障害や子育てに関する課題にも真摯に向き合っていきます。特に、障害があっても地域の中で安心して暮らしていけるよう支援していくことが求められているなか、和泉中央地区には障害者施設が数多くあるという特徴があります。障害分野の支援機関でもある「芽生え」等専門機関を紹介し、連携していきます。
- 2 地域からの相談に関しては当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに地域訪問を行い、情報収集に努めるとともに、その課題に対し包括的な支援を行っていきます。
- 3 記録した相談票については、必ず、地域包括支援センターの職員全員と、所長に回覧して、相談内容を把握し、誰でも相談対応出来る体制を整えています。対応が難しいケースについては、所長や泉区にも報告・相談しながら、地域包括支援センター職員で対応しています。
- 4 サロン等の地域活動に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めることで、地域住民や民生委員・児童委員からの相談が入りやすい体制づくりを進めていきます。
- 5 支援体制の充実を図るため、区役所、民生委員・児童委員、医療機関、ケアマネジャー等と連携し迅速な対応に努めています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民の認知症に対する理解を深め、当事者が役割をもって参加できる居場所づくりや見守りサポート体制づくりが求められています。

1 認知症の理解・啓発

- (1) 認知症を正しく理解し、支えあい、安心して暮らせる町にするため、泉区の「キャラバンメイト連絡会」に参加し情報の共有化に努めます。上記に加え、半年に1回程度地域ケアプラザのエリア内で開催する認知症サポーター養成講座に協力してくださるキャラバンメイトの皆様と意見交換の機会を設けていきます。
- (2) 「認知症サポーター養成講座」を地域や小・中学校に限らず企業(金融機関・コンビニ・スーパー)、障害福祉施設等で開催し、地域の支えあいの意識を強めることにより、認知症になつても可能な限り地域で暮らせる体制づくりを進めていきます。

2 認知症サポーターの活動の場の拡大

「チームオレンジ」の理念を意識した「サポータースキルアップ講座」を開催し、認知症についての理解や対応をより深めていきます。また、平行して認知症サポーターになった方の活動の場の拡大を図っていくため、認知症の当事者・家族の抱える思いや、求めているサポートに関するアセスメントを進めていきます。

3 地域活動への支援

- (1) 和泉中央地区で、定例で開催されている認知症カフェ「にちようカフェ」や、令和6年度に新たに立ち上がった「みんなの絵本のおうち」認知症カフェ等、地域住民の取組には積極的に参加し、情報提供や相談対応していきます。また、必要な方に上記に関する情報を提供し、有効な利用につながるように支援していきます。
- (2) 介護者への情報提供・介護者の集いなど介護者支援も進めていきます。
- (3) 認知機能の低下を予防するとともに、認知症の進行をゆるやかにしていくためのレクリエーション活動「スリーA」の実践者となる担い手の養成を進めていきます。また、養成した「スリーA」の実践者が地域での活動を行えるようサポートを行っていきます。

4 医療との連携

認知症初期集中支援チームと連携し、エリア内で認知症初期集中支援チームの介入が必要となりそうな場面では、事例を挙げて関連機関で連携し、ケースに対応していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者の虐待や権利擁護に関しては、相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援しています。特に、区役所と十分連携しながら支援を行っていきます。
- 2 講座の開催や、広報誌の配布を通して、特殊詐欺被害や振り込め詐欺、消費者被害等の防止のため、注意喚起を行っていきます。
- 3 高齢者等の人権や権利を守るために「成年後見制度」「相続・遺言」等の講座を開催し、泉区版エンディングノート「わたしの人生計画帳」の普及啓発にも努めています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域のネットワーク作りのため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの把握・対応に努めています。
- 2 介護・障害・医療のそれぞれ単独の課題だけでなく、ヤングケアラー、8050問題のような複合課題等に関する様々な勉強会を企画し、ケアマネジャーのスキルアップを図るとともに、ケアマネジャーが安心して相談できる場を提供していきます。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を隨時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し泉区との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。
- 4 ケアマネジャーが、地域の社会資源を活用した支援が行えるよう、地域アセスメント等による地域の情報収集や情報提供を行っていきます。
- 5 区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を行い、継続的に個別支援、サポートをしていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、退院調整時の支援や、医療に関する勉強会、「医療機関・調剤薬局情報ガイド」の更新を行い、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1 複合的な問題を抱えるケースや、地域の介入が必要なケースを中心に、個別レベルの地域ケア会議を年2～3回程開催します。地域の課題を抽出し、民生委員・児童委員、地域住民、保健医療福祉関係者等で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

令和6年度包括レベル地域ケア会議を「災害対策」をテーマに行った結果、地域ケアプラザの福祉避難所としての役割を確認できました。更に要援護者の避難ルート等テーマを発展させられるよう、今後も地域の関係者や関係団体、区役所、泉区社会福祉協議会などと協力して地域の皆様と共に解決に向けて取り組んでいきます。

2 和泉中央地区の中でも、自治会町内会エリアに細分化し、その地域の特性や地域環境を共有したうえで地域ケア会議を開催しています。自治会町内会毎に地域課題や住民の意識も相違があり、それらを統合して和泉中央地区全体の課題発見と必要な社会資源の開発へつなげていきます。



↑令和6年度地域ケア会議の様子

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える現状の中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

お客さま一人ひとりの心身の状態や環境に応じて、ご本人と介護予防ケアプラン作成者がともに目標に向かって取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応をしていきます。

2 人員の確保・育成

効果的なケアマネジメントを行える経験のある人材を確保し、専門性を高めるため、採用時及び定期的な法人内研修を活用する等、スキルアップに取り組んでいきます。

3 コンプライアンスの徹底（公正・中立なサービス調整）

(1) 関係法令の遵守を基本とし、泉区や地域の保健・医療・介護サービス事業所・ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正・中立な立場で立

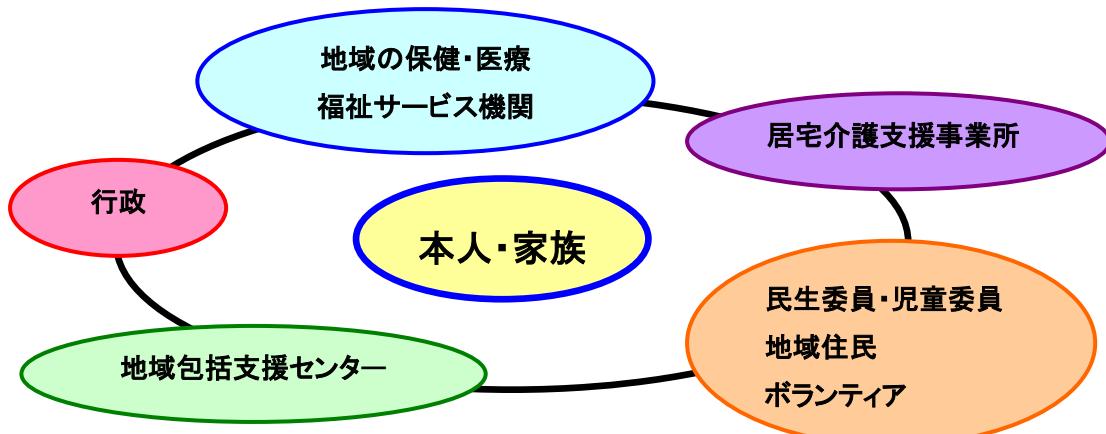
ち介護予防ケアプランを作成します。

- (2) 指定居宅介護支援事業者の業務委託に関しても「居宅介護支援事業所新規依頼表」を作成し、偏りのないように選定・依頼を行っていきます。

4 具体的な支援内容の計画

- (1) お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。
- (2) 居宅介護支援事業者への業務委託後も、担当者会議に極力参加して、お客さまの自立支援の視点に基づいた予防ケアプランになっているかを確認・共有しています。また、介護予防ケアプランは地域包括支援センター職員でチェックを行い、助言や指導を行っていきます。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護予防事業の目的は、住み慣れた地域での生活を継続できるように「自立を支援する」「要介護状態を遅らせる」「維持・改善を図る」ことです。6職種の職員が連携しながら、地域サロンや体操教室に出向き、健康増進や介護予防に関する情報提供をニーズに合わせて行います。合わせて、泉区高齢・障害支援課の地区担当保健師と連携し、出前介護予防講座や健康測定会を積極的に企画・実施していきます。地域住民が介護予防の意義を感じ、継続的にセルフマネジメントに取り組めるよう、信頼関係を築きながら支援していきます。

1 介護予防普及強化業務

- (1) 「虚弱・閉じこもりがちな高齢者等、今まであまり介護予防事業に参加することが無かった住民層が介護予防に取り組むことができるようになる」ことを令和6年度の目標としました。地域の体操教室に出向き、サロンとは異なる参加者層へアプローチすることで、

より幅広い高齢者へ周知し、新規の介護予防事業参加者増へと繋げていきます。また、事業の中ではただ身体を動かすというだけでなく、栄養や口腔ケアなど様々な観点でのフレイル予防のための知識の普及・啓発を行っていきます。その際、講座の講師は泉サポートプロジェクトのネットワークを活用し、関連機関の連携体制の構築も目指していきます。今後も、地域課題を共有し、必要に応じて地域住民に馴染みのある拠点（コミュニティハウス、いこいの家、サロンの場）を活用した介護予防普及啓発事業を企画・実施していきます。

- (2) 介護予防を推進する担い手発掘の取組を強化していきます。地域のサロン等で担い手になる方や、保健活動推進員に向けて、地域活動の取組について説明し、協力を依頼します。テーマは「フレイル予防」「スリーA」、加えて、現在の担い手と、これから担い手候補者の発掘に向けた活動の協議を進めていきます。また、今後も活動の場を提供すること、活動しやすい環境づくり、相談支援等きめ細かく支援していきます。

2 介護予防普及啓発

地域包括支援センター主催の介護予防自主事業を展開し、そこから活動の自主化へとスムーズに移行できるよう支援を行います。自分自身で役割を持って自主的に活動することが、介護予防に繋がることを講座参加者へ説明し、意欲的に活動出来るよう支援を行っていきます。令和6年度は、地域で担い手として「スリーA」の考え方をもとにゲームプログラムを運営できることをゴールに見据えた担い手育成講座を開催しました。今後とも定期的なフォローアップを行っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

- 1 地域サロンや食事会に、今まで通りに6職種で切れ目なく参加させていただきます。引き続き、その中で地域役員、民生委員・児童委員、地域ボランティア等とコミュニケーションを図りながら、地域包括支援センターが身近な相談機関であることを広くPRしていきます。また、介護保険制度や権利擁護等の説明、出張講座の開催、認知症サポートー講座等の依頼を気軽に来ていただける関係性の構築に向けて更に力を入れていきます。
- 2 エリア内に留まらず、近隣のケアマネジャーにも、地域のインフォーマルサービスについての情報提供を継続して行います。また、ケアマネ連絡会等で民生委員との交流会を定期的に開催し、ケアマネジャーと、民生委員等の地域の関係機関とのつながりも強くなるよう支援していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる、地域に根ざした身近でかつ信頼に足る事業所を目指します。地域ケアプラザの居宅介護支援事業所として、地域包括支援センターとの連携を密にしながら、対応が困難なケース等にも応じ、きめ細やかな支援ができるよう努めていきます。また、特定事業所として、お客さまの相談に随時対応できるよう 24 時間連絡が取れる体制をとっています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域でできる限り長く自分らしく自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・自立に向けた支援をします（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症の方へ適切な支援を行い、尊厳を守ります。
- ・医療との連携を図ります。
- ・地域の社会資源・インフォーマルサービス・支え合いの取組を紹介します。
- ・家族・介護者の負担を軽減し、在宅生活が長く続けられるように支援します。

(2) コンプライアンスの徹底（公正・中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように、公正・中立な立場からケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を行う他、定期的に法人本部でケアマネジヤー会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（いずみ野地域ケアプラザ以外）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

（1）専門性の高い2種類のデイサービス

39人定員の通所介護（ひまわり）と12人定員の認知症対応型通所介護（いきいき広場青空）の2種類のデイサービスを実施しています。お客様の個別性を大切にし、自立に向けた支援をしていきます。

（2）「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっていきます。

（3）在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活ができる限り長く継続できるよう、お客様の個別性に応じた自立支援を行っていきます。

（4）サービスの質及び職員の資質の向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

その他にも、事業所ごとに必要な知識習得の為、年間での研修計画を立案し実施しています。法人全体で「STOP 腰痛！宣言」のスローガンを掲げ、ノーリフティングケアを推進しています。事業所でも腰痛予防研修として、職員の体力測定会、腰痛予防体操の実施、安全・安楽な介護サービスが提供できるよう、介護技術研修を実施しています。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しています。

2 サービスマニュアルについて（当地域ケアプラザで取り組んでいるサービスメニュー）

お客様・ご家族様、担当ケアマネジャー様にはデイサービスでのご様子等、報告書を作成しお渡ししています。毎月発行している広報紙『そよ風』には、イベントやレクリエーション時の写真を掲載したものをお渡しし、好評を得ています。更に、「認知デイいき広場青空」では、毎日、報告書を作成し一日のご様子をご家族様にお伝えしていきます。

（1）個別機能訓練

生活相談員を中心に職員が自宅に伺い、お一人おひとりの生活上の困りごと等モニタリングを行い、お客様の個別性に合わせたメニューで、看護師の指導の下、「介護予防運動指導員」の資格を持ったスタッフ等がお客様の心身機能の回復・維持に取り組んでいきます。

（2）口腔ケア

歯科衛生士(2名)と看護師の指導で口腔ケアを実施しています。嚥下体操や実際の指導に

よりスムーズな嚥下ができ、口腔状態の改善を促し、誤嚥性肺炎を防ぎます。

(3) 季節の行事

運動会や敬老会、忘年会等の季節の行事に加え、毎月ボランティアによる演奏会等のイベントや、地域ケアプラザ職員・スタッフによる演芸等で楽しみながらお客さま同士の交流の機会を設けていきます。

夏祭りの様子
→



運動会の様子
→



(4) レクリエーション

「動的レク」と「静的レク」の2種類のレクリエーションを行っています。静的レクは塗り絵、数独、ジグソーパズル等の脳トレ等、動的レクはボウリング、ペタンク、傘輪投げなど、週単位でメニューを変え、楽しみながら心身機能の維持・向上を図り介護予防に繋げていきます。

静的
的
レク
「
切
り
絵
」
→



(5) クラブ活動化

地域活動が盛んな泉区において、要介護になっても好きな事が続けられるように、ボランティアの協力により、コーラス、習字、絵画、囲碁、麻雀、将棋等の個別レクのメニューを増やし「クラブ活動」を実施しています。今後はボランティアの皆様の協力を得ながら、習字や園芸等、活動のメニューを増やしていきます。

ク
ラ
ブ
活
動
「
習
字
」
→



(6) 通信カラオケ

楽しみながら声を出すことは大切です。通信カラオケを活用し、心身の健康維持を図っていきます。

(7) 地域との交流

近隣の小学生の福祉教育の発表の場への参加や、保育園児から敬老の日に制作物のプレゼントをいただく等の交流を進めていきます。また、地域のボランティアの方々には、お客さまのドライヤーかけやお茶の提供等のお手伝い、傾聴ボランティアによるお話相手や、演芸、楽器演奏の披露をいただき、ボランティアとお客さま同士の交流が活発になり、人と人との交流も楽しんでいただいている。



保育園児との交流会の様子



「マリーゴールドを植えよう」
チームオレンジ事業の様子

(8) メニューの豊富な食事

食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、旬の食材を取り入れた季節感を感じる様々なメニューを用意し、お客様に楽しんで召し上がっていただけるようにしています。また、イベントとして、「地方のお取り寄せおやつ」や「スイーツバイキング」は好評につき今後も継続していきます。

スイーツバイキング
提供メニュー



6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出していきます。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

1) 自主企画事業	ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 イ 徵収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用
2) 通所介護 認知症対応型 通所介護	ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 イ 材料費等をご負担いただくことで、お客様の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施

2 運営費等を低額に抑える工夫

1) 組織的な取組	ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底 イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減 オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上
2) 事務の効率化	ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、勤怠管理、給与システムを導入し業務の効率化
3) 環境への配慮	ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（予定）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
4) 省エネルギー対策	ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約

指定管理料提案書
(横浜市いずみ中央地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□				
事業費	自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	5,191,678円	5,289,312円	5,362,651円	5,598,863円	5,735,568円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	9,344,710円	9,471,798円	9,600,615円	9,731,183円	9,863,527円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,200,000円	-1,600,000円	-1,979,817円	-2,526,677円	-3,611,563円
施設使用料相当額			-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計			24,543,000円	24,543,000円	24,543,000円	24,543,000円	24,543,000円
	うち団体本部経費		3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
事業費		自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	2,668,943円	2,691,641円	2,714,647円	2,737,966円	2,761,602円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,504,290円	2,538,348円	2,572,870円	2,607,861円	2,643,328円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,069,584円	-1,499,161円	-1,934,582円	-2,375,925円	-2,823,269円
合計				33,018,000円	33,018,000円	33,018,000円	33,018,000円	33,018,000円
			うち団体本部経費	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	895,591円	900,971円	906,424円	911,952円	917,554円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-762,861円	-848,280円	-934,859円	-1,022,618円	-1,111,569円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費			500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業に係る経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市いずみ中央地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入 横浜市支払想定額	地域ケアプラザ運営事業	地域ケアプラザ運営事業	24,543,000円	24,543,000円	24,543,000円	24,543,000円	24,543,000円
		地域包括支援センター運営事業	33,018,000円	33,018,000円	33,018,000円	33,018,000円	33,018,000円
		生活支援体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			63,900,000円	63,900,000円	63,900,000円	63,900,000円	63,900,000円
収入 介護保険事業収入	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	13,624,093円	13,809,381円	13,997,188円	14,187,550円	14,380,501円
		居宅介護支援事業	25,312,086円	25,656,330円	26,005,256円	26,358,928円	26,717,409円
		通所系サービス事業	150,346,782円	152,391,498円	154,464,023円	156,564,733円	158,694,041円
			189,282,961円	191,857,209円	194,466,467円	197,111,211円	199,791,951円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			253,182,961円	255,757,209円	258,366,467円	261,011,211円	263,691,951円
支出 内訳	内訳	人件費	181,962,826円	184,437,520円	186,945,870円	189,488,334円	192,065,376円
		事業費	13,051,790円	13,229,294円	13,051,790円	13,409,212円	13,591,578円
		事務費	31,308,329円	31,666,122円	32,028,782円	32,396,373円	32,768,964円
		管理費	20,400,000円	20,677,440円	20,958,653円	21,243,691円	21,532,605円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			246,722,945円	250,010,376円	252,985,095円	256,537,610円	259,958,523円
	うち団体本部経費		10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
	収支		6,460,016円	5,746,833円	5,381,372円	4,473,601円	3,733,428円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市いずみ中央地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	
②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--